

県北広域振興局長告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年3月22日

県北広域振興局長 高橋 進

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 野田山形線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡野田村大字野田第27地割字白井林2番4地先から第22地割字明内46番5地先まで	新	B 56.2～13.3 m	m 1,324.3
九戸郡野田村大字野田第27地割字白井林170番1地先から第22地割字明内46番5地先まで	旧	A 44.0～7.0	2,311.0
九戸郡野田村大字野田第27地割字白井林2番4地先から第22地割字明内46番5地先まで		B 56.2～13.3	1,324.3

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
- ア 場所 県北広域振興局土木部
- イ 期間 令和4年3月22日から同年4月22日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 明戸八木線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡洋野町種市第3地割字小田沢69番1地先から67番43地先まで	新	B 30.4～12.4 m	m 450.5
九戸郡洋野町種市第3地割字小田沢69番1地先から66番6地先まで	旧	A 33.5～5.9	410.4
九戸郡洋野町種市第3地割字小田沢69番1地先から67番43地先まで		B 30.4～12.4	450.5

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
- ア 場所 県北広域振興局土木部
- イ 期間 令和4年3月22日から同年4月22日まで

- 3（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 八木港線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡洋野町種市第3地割字小田沢11番4地先から67番60地先まで	新	B 20.7～14.3 m	m 117.2
九戸郡洋野町種市第3地割字小田沢11番4地先から67番2地先まで	旧	A 24.0～8.2	29.8
九戸郡洋野町種市第3地割字小田沢11番4地先から67番60地先まで		B 20.7～14.3	117.2

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部

イ 期間 令和4年3月22日から同年4月22日まで